

介護老人保健施設 醍醐の里 利用者負担説明書

介護老人保健施設をご利用される利用者のご負担は、介護保険の給付にかかる**自己負担分**と保険給付対象外の費用（居住費（滞在費）、食費、利用者の選択に基づく特別な療養室料及び特別な食費、日常生活で通常必要となるものに係る費用や、理美容代、クラブ等で使用する材料費、診断書等の文書作成費、要介護認定の申請代行費等）を**利用料**としてお支払いいただく2種類があります。

なお、介護保険の保険給付の対象となっているサービスは、利用を希望されるサービス（入所、短期入所療養介護、通所リハビリテーション）毎に異なります。

また、利用者負担は全国統一料金ではありません。介護保険給付の自己負担額は、施設の所在する地域（地域加算）や配置している職員の数、また、認知症専門の施設（認知症ケア加算）で異なりますし、利用料も施設ごとの設定となっております。当施設の利用者負担につきましては、次頁以降をご参照下さい。

介護保険には、大きく分けて、入所をして介護保険を利用する施設サービスと在宅にいて種々のサービスを受ける居宅サービスがありますが、それぞれ利用方法が異なります。

施設サービスを希望される場合は、直接施設にお申し込みいただけますが、**短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションは、居宅サービスであり、原則的に利用に際しては、居宅支援サービス計画（ケアプラン）を作成したあとでなければ、保険給付を受けることができませんので注意が必要です。**また、送迎、入浴といった加算対象のサービスも、居宅支援サービス計画に記載がないと保険給付を受けられませんので、利用を希望される場合は、居宅支援サービス計画に記載されているか、いないかをご確認ください。

居宅支援サービス計画は、利用者ご本人が作成することもできますが、居宅介護支援事業所（居宅支援サービス計画を作成する専門機関）に作成依頼することもできます。

詳しくは、介護老人保健施設醍醐の里の担当者にご相談ください。

入所の場合の利用者負担

1 保険給付の自己負担額

施設サービス費（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度・居室の種類（個室・多床室）によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です）

*介護保険自己負担率は、1割～3割に分かれます。介護保険負担割合証をご確認ください。

項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担					
個室	747円	794円	858円	914円	967円
多床室	824円	874円	939円	992円	1,049円
2割負担					
個室	1,493円	1,587円	1,716円	1,827円	1,934円
多床室	1,647円	1,748円	1,877円	1,984円	2,097円
3割負担					
個室	2,239円	2,380円	2,574円	2,740円	2,900円
多床室	2,471円	2,621円	2,816円	2,976円	3,145円

加算料金（体制加算）※金額は1割負担の場合（1割負担以外の時は、その割合に応じる）

① サービス提供体制加算Ⅱ 19円/日

(ア) サービス提供体制加算Ⅰ＝介護職員の総数のうち介護福祉士が80%以上または、勤続10年以上の介護福祉士35%以上

(イ) サービス提供体制加算Ⅱ＝介護職員の総数のうち介護福祉士が60%以上

(ウ) サービス提供体制加算Ⅲ＝介護福祉士50%以上、または、常勤職員75%以上、または、勤続7年以上30%以上

② 夜勤職員配置加算（体制加算）25円/日

入所者の数が20又はその端数を増すことに1名以上の夜勤を行う介護・看護職員を配置し、2名以上配置していること。

③ 在宅復帰支援機能加算Ⅰ 36円/日、在宅復帰支援機能加算Ⅱ 48円/日

入所者の家族との連絡調整を行い、入所者が希望する居宅介護支援事業者に対して、入所者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、居宅サービスの利用に関する調整を行った場合。

④ 介護職員処遇改善加算Ⅰ（所定単位数の3.9%を加算）

介護職員の賃金の改善に要する費用の見込み額、介護職員処遇改善加算の算定見込み額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

その他、介護保険報酬に規定されている要件を満たしていること。

⑤ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（所定単位数の2.1%を加算）

別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして京都市に届け出ており、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合、当該基準に掲げる区分に従い、上記割合の単位数を所定単位に加算。

⑥ 安全対策体制加算（入所中1回のみ）21円

事故の発生又は再発防止のため、以下の措置を講じている

イ) 事故発生防止のための指針の整備

ロ) 事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備

ハ) 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修の定期的な実施

ニ) イからハの措置を適切に実施するための担当者設置

加算料金 ※金額は1割負担の場合（1割負担以外の時は、その割合に応じる）

① 初期加算 32円/1日につき

入所後 30 日間に限って、上記施設サービス費に 1 日につき 32 円加算。

② リハビリテーションマネジメント計画提出料加算 35 円/月

医師・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同し、リハビリテーション実施計画を入所者又はその家族等に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理していること。

入所者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

③ 短期集中リハビリテーション加算 251 円/1 日につき

入所者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、入所日から算定して 3 ヶ月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合に加算。

ただし、リハビリマネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。

④ 認知症短期集中リハビリテーション加算 251 円/1 日につき

認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断したものに対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が集中的なリハビリを個別に行った場合に、入所日から算定して 3 ヶ月以内に限り、1 週に 3 回を限度として算定する。

⑤ 認知症専門ケア加算

イ) 認知症専門ケア加算 I = 4 円/日

認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が入所者の 1/2 以上

認知症介護実践リーダー研修修了者を基準により配置

職員間での認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導会議を定期的に実施

ロ) 認知症専門ケア加算 II = 5 円/日

認知症ケア加算 I の要件を満たし、かつ、認知症介護指導者研修修了者を 1 名以上配置

介護・看護職員ごとの研修計画を作成し、実施

⑥ 認知症ケア加算 80 円/1 日につき

認知症専門等入所の場合、上記施設サービス費に 1 日につき 80 円加算されます。

⑦ 認知症情報提供加算 366 円/1 回につき

認知症の可能性のある入所者を認知症疾患医療センター等へ紹介した場合

⑧ 認知症行動心理症状緊急対応加算 209 円/日

認知症行動・心理症状緊急対応加算とは、認知症の行動や症状が現れて緊急に短期入所生活介護又は短期入所療養介護が必要と医師が認めたご利用者に対して、介護支援専門員や受け入れ事業所等と連携しながら短期入所生活介護を始めた時に、入所した日から算定できる

⑨ 若年性認知症受入加算 126 円/日

若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その利用者を中心に利用者の特性やニーズに応じたサービスの提供を行う。

⑩ 外泊時費用 379 円/1 日

外泊された場合には、1 日につき上記施設サービス費に代えて外泊時費となります。ただし、外泊の初日と施設に戻られた日は、入所日同様の扱いとなり、外泊扱いにはなりません。

退所前後に在宅を訪問し、利用者又は、その家族に指導した場合

⑪ 再入所時栄養連携加算 209 円/1 回のみ

イ) 施設の入所時には経口により食事を摂取していた入所者が、医療機関に入院し、入院中に経管栄養、嚥下調整食の新規導入となり、退院後すぐに施設へ再入所すること

ロ) 施設の管理栄養士が、入所者の入院する医療機関を訪問し、栄養食事指導やカンファレンスに出席し、医療機関の管理栄養士と連携して栄養ケア計画を作成すること

- ⑫ 入所前後訪問指導加算（Ⅰ） 471 円／回、入所前後訪問指導加算（Ⅱ） 502 円／回
- I. 退所を目的とした施設サービス計画書を作成し診療方針の決定を行うこと
- II. 退所を目的とした施設サービス計画書作成と診療方針の決定において、生活機能の具体的な目標を定めて退所後の生活の支援計画を策定すること
- ※ 支援計画書を策定するにあたって、ご利用者に関わる専門職がカンファレンスを行うこと
- ⑬ 療養食加算 7 円／1 食につき
- 医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食・胃潰瘍食・貧血食・膵臓病食・高脂血症食・痛風食および特別な場合の検査食を提供した場合・・・上記施設サービス費に 1 食につき 7 円加算されます。
- ⑭ 口腔衛生管理加算（Ⅰ） 94 円／1 月につき、口腔衛生管理加算（Ⅱ） 110 円／1 月
- イ) 入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。「計画的に」とは、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生に係る技術的助言及び指導を年 2 回以上実施すること。
- 加算（Ⅰ）の要件に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
- ⑮ 経口移行加算 30 円／1 日につき
- 医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門人その他の職員が共同して、現に経管により食事を摂取している利用者ごとに経口移行計画を作成し、該当計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は、栄養士が経口の食事の摂取を進める為の栄養管理を行った場合、該当計画が作成された日から 180 日間に限って 1 日につき 30 円
- ⑯ 経口維持加算（Ⅰ） 418 円／1 月につき、経口維持加算（Ⅱ） 105 円／1 月につき
- 医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門人その他の職員が共同して、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者ごとに入所者の摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成している場合であって、該当計画に従い継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合。経口移行加算を算定している場合は、算定しない。
- 経口維持加算Ⅰ＝経口による食事を摂取している者であって、著しい摂食機能障害を有し、誤嚥が認められるもの（ビデオレントゲン造影又は、内視鏡検査による確認が必要）を対象
 - 経口維持加算Ⅱ＝経口により食事を摂取している者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められるもの（水飲みテスト等による確認が必要）を対象
- ⑰ 緊急時治療管理 542 円／1 回
- 利用者の容体が急変した場合等、緊急時に所定の対応を行なった場合。
- ⑱ 入退所前連携加算（Ⅰ） 627 円／回、入退所前連携加算（Ⅱ） 418 円／回
- イ) 入退所前連携加算（Ⅰ）
- イ) 入所予定日前 30 日以内又は入所後 30 日以内に、入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めること。
- II. 入退所前連携加算（Ⅱ）
- イ) に加え、入所者の入所期間が 1 月を超え、入所者が退所し、居宅サービス等を利用する場合、入所者の退所に先立って入所者が利用を希望する居宅介護支援事業者に対し、入所者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて居宅サービス等に必要な情報を提供し、かつ、当該居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行うこと。
- ⑳ 退所時情報提供加算 523 円／1 回
- 利用者等に退所後の療養指導を行い、利用者の主治医、または、居宅介護支援事業者、社会福祉施設

- 等に対し、文書をもって利用者の処遇に必要な情報を提供した場合
- 21 試行的退所時指導加算 418 円/1 回
退所前後に在宅を訪問し、利用者又は、その家族に指導した場合
- 22 訪問看護指示加算 314 円/回
入所者の退所時に看護師が入所者の自宅まで訪問し指導した場合
- 23 ターミナルケア加算
医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した入所者について、本人および家族とともに、医師・看護職員・介護職員などが共同して、随時本人又はその家族に対して十分な説明を行い、合意しながら、その人らしさを尊重した看取りができるように支援した場合に算定する。
- 死亡日以前 31 日～45 日以内=80 円/日
 - 死亡日以前 2 日～3 日以内=857 円/日
 - 死亡日以前 4 日～30 日以内=168 円/日
 - 死亡日当日=1,725 円
- 24 地域連携診療計画情報提供加算 314 円/回
診療報酬の地域連携診療計画管理料又は地域連携診療計画退院時指導料を算定して保険医療機関を退院した入所者に対して、当該保険医療機関が地域連携診療計画に基づいて作成した診療計画に基づき、入所者の治療を行い、入所者の同意を得た上で、退院した日の属する月の翌月までに、地域連携診療計画管理料を算定する病院に診療情報を文書により提供した場合（1 回を限度）。
- 25 所定疾患療養費Ⅰ 250 円/日、所定疾患療養費Ⅱ 502 円/日
イ) 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1 回に連続する 10 日間を限度とし、月 1 回に限り算定されるもの。対象となる入所者の状態は次の通りである。(イ) 肺炎 (ロ) 尿路感染症 (ハ) 带状疱疹 (ニ) 蜂窩織炎
ロ) 診断及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載していること。所定疾患施設療養費の算定開始年度の翌年度以降において、当該施設の前年度における当該入所者に対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表していること。医師が感染症対策に関する研修を受講していること。
- 26 褥瘡マネジメント加算 (Ⅰ) 4 円/月、褥瘡マネジメント加算 (Ⅱ) 5 円/月
イ) 入所者等ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時等に評価するとともに、少なくとも 3 月に 1 回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用していること。(CHASE へのデータ提出とフィードバックの活用)
ロ) イの評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等ごとに、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員等が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること。
ハ) 入所者等ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者等の状態について定期的に記録していること。
ニ) イの評価に基づき、少なくとも 3 月に 1 回、入所者ごとに褥瘡ケア計画を見直していること。
II. 加算 (Ⅰ) の要件に加えて、施設入所時の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた利用者について、褥瘡の発生のないこと。
- 27 排せつ支援加算 (Ⅰ) 11 円/月、排せつ支援加算 (Ⅱ) 16 円/月、排せつ支援加算 (Ⅲ) 21 円/月、
イ) 排泄に介護を要する入所者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも 6 月に 1 回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用していること。(CHASE へのデータ提出とフィードバックの活用)
ロ) イの評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医

師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施していること。

- ハ) イの評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者等ごとに支援計画を見直していること。
- II. (I)の要件に加えて、施設入所時等の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、又は、おむつ使用ありから使用なしに改善していること。
- III. (I)の要件に加えて、施設入所時等の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善していること。

28 自立支援機能推進加算 314 円/月

- イ) 医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも6月に1回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加していること。
- ロ) イの医学的評価の結果、特に自立支援のために対応が必要であるとされた者毎に、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員、その他の職種の者が共同して自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していること。
- ハ) イの医学評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直していること。
- ニ) イの医学的評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、当該情報その他自立支援促進の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。(CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用)

29 科学的介護推進体制加算 (I) 42 円/月、科学的介護推進体制加算 (II) 63 円/月

- イ) 入所者・利用者ごとの心身の状況等(加算(II)については心身、疾病の状況等)の基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
- ロ) サービスの提供にあたって、イに規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報をつかっていること。

2 利用料

- ① 食費(1日当たり) 1,650 円*
(ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。)
おやつ代(1日当たり) 150 円 …………… (施設で用意するもので希望された場合)
- ② 居住費(滞在費)(療養室の利用費)(1日当たり)* 2100 円・550 円
・従来型個室 2100 円 ・多床室 550 円
(ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。)
- * 上記①「食費」及び②「居住費」の自己負担額については、《別添資料1》をご覧ください。
- ③ 入所者が選定する特別な療養室料/1日(税込み)
1 人部屋(西館1F・本館2F・3F)
2,750 円 西館トイレ付2室 3,300 円
2 人部屋(本館2F・3F)
550 円
※個室、2人室のご利用を希望される場合にお支払いいただきます。なお、個室、2人室をご利用の場合、外泊時にも室料をいただきます。
- ④ 日用品費/1日 110 円
石鹸、シャンプー・リンス、バスタオルやおしぼり等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。日用品費の個別の費用は次ページのモデル表の通りですが、ご利用者一人ひとりについて、使用毎の徴収が繁雑であることから、一日110円とさせていただきます。

日用品費	月	火	水	木	金	土	日	
フェイスタオル	20	20	20	20	20	20	20	
バスタオル		50			50			
排せつ用タオル	40	40	40	40	40	40	40	
おしぼり（4食+希望時）	60	60	60	60	60	60	60	
シャンプー・リンス		20			20			
石鹸・ボディソープ		20			20			一日あたり
	120	210	120	120	210	120	120	約145円

- ⑤ 教養娯楽費／1日 110円
 倶楽部やレクリエーションで使用する、折り紙、粘土等の材料や風船、輪投げ等遊具、ビデオソフト等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。
- ⑥ 理美容代 実費
 理美容をご利用の場合にお支払いいただきます。
- ⑦ 行事費 その都度実費をいただきます。
 小旅行や観劇等の費用や講師を招いて実施する料理教室の費用で参加された場合にお支払いいただきます。
- ⑧ 写真代 44円／1枚
 施設内の生活リハビリやレクリエーション、郊外へのレクリエーション時に撮影した写真を掲示し、現像を希望された場合にお支払いいただきます。
- ⑨ 健康管理費 実費
 インフルエンザ予防接種に係る費用でインフルエンザ予防接種を希望された場合にお支払いいただきます。
- ⑩ 私物の洗濯代 550円（税抜き）／1ネット
 私物の洗濯を施設に依頼される場合にお支払いいただきます。
- ⑪ 居室テレビ使用料（月額） 1,650円（税込み）／1ヶ月
 各フロアに大型テレビを設置しておりますが、居室にテレビの設置を希望された場合にお支払いいただきます。当施設は地上波デジタル対応テレビを導入済みです。
- ⑫ 居室テレビ使用料（日割） 55円（税込み）／1日
 月途中の入所や退所があった場合のテレビ使用料は日割算定でお支払いいただきます。
- ⑬ 私物電気使用料 12円（税込み）／1日
 私物の電気器具1個（電気シェーバーや電気毛布など）につき
- ⑭ 病状意見書作成料 1,650円（税込み）
 病状意見書作成料 1枚につき
- ⑮ 死亡診断書作成料 5,500円（税込み）
 死亡診断書作成料 1通につき
- ⑯ 死後処置料 16,500円（税込み）
 死後処置料（希望された場合にお支払いいただきます。）
- ⑰ お顔あて代 550円（税込み）
 白布
- ⑱ その他の文書作成料 3,300円（税込み）より
 各種診断書等、書類作成 1通につき

利用者負担段階と負担限度額

- 利用者負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
 - 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1～第3段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用料をお支払いいただくこととなります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）
 - 利用者負担第1・第2・第3段階に該当する利用者とは、次のような方です。
 - 【利用者負担第1段階】
生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けておられる方
 - 【利用者負担第2段階】
所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得年金額が80万円以下の方
 - 【利用者負担第3段階】
所属する世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第2段階以外の方
(課税年金収入額が80万円超266万円未満の方など)
- ※上記1～3段階とあわせて、預貯金等が単身で1,000万円（夫婦で2,000万円）以下であることが条件となっています。
- 利用者負担第4段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所しその利用料を負担すると、ご自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用者負担第3段階」の利用料負担となります。
 - その他詳細については、市町村窓口でおたずね下さい。

負担額一覧表（1日当たりの利用料）

	食費	利用する療養室のタイプ		
		ユニット型個室	ユニット型準個室 従来型個室	多床室
利用者負担第1段階	300	820	490	0
利用者負担第2段階	390			370
利用者負担第3段階	650	1640	1310	